

第2章 国・県の情報化政策の動向

2.1 国における情報化政策の動向

(1)マイナンバー制度

平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の関連法案が成立し、国民一人ひとりが個人番号（マイナンバー）を持つマイナンバー制度が平成27年度から施行されました。

マイナンバー制度は、社会保障と税、災害対策の分野において国民の利便性を高め、行政を効率化するとともに、公平・公正な社会を実現するための基盤となる制度で、次のような効果が期待されています。

・国民の利便性の向上

各種申請等の行政手続の際に提出する書類が減るなど、手続きが簡素化されます。

・行政の効率化

行政機関などで様々な情報連携が円滑となり、時間や労力が削減されることで各種行政事務が効率化されます。

・公平・公正な社会の実現

より正確な所得や行政サービスの受給状況などを把握し、不当な負担や不正な給付を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができるようになります。

マイナンバー制度は、順次適用事務の範囲拡大が実施されていくこととなっており、今後の国の動向等を踏まえ、遺漏なく適切に対応していくことが求められています。

(2)世界最先端IT国家創造宣言

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が策定した「世界最先端IT国家創造宣言」は、平成25年6月に閣議決定されました。（平成26年6月と平成27年6月に変更について閣議決定。）これは成長戦略の柱として情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、平成32年までに、国民一人ひとりがITの恩恵を実感できる世界最高水準のIT利活用社会である、「IT国家」となるために必要な政府の取組みなどを示したものです。

世界最先端 I T 国家創造宣言（概要）

I. 基本理念	
1. 再生する日本の礎である情報通信技術（I T）の利活用	
2. 「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の I T 利活用モデルの構築	
（1）未来社会の産業構造、社会変革の中心としての I T 利活用	
（2）社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現	
3. I T を利活用した課題解決に向けた 4 つの柱	
II. 目指すべき社会・姿	
1. I T 利活用の深化により未来に向けて成長する社会	
2. I T を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会	
3. I T を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会	
4. I T を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会	
III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組	
1. I T 利活用の深化により未来に向けて成長する社会	
（1）新たな I T 利活用環境の整備	
（2）ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進	
（3）公共データの民間開放（オープンデータ）の推進	
2. I T を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会	
（1）地方創生 I T 利活用促進プランの推進	
（2）起業家精神の創発とオープンイノベーションの推進等	
（3）雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現	
3. I T を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会	
（1）適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現	
（2）I T を利活用した日本の農業・周辺産業の高度化・知識産業化と国際展開（Made by Japan 農業の実現）	
（3）世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現	
（4）世界一安全で災害に強い社会の実現	
（5）家庭や地域における効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現	
（6）次世代放送・通信サービスの実現による映像産業分野の新事業創出、国際競争力の強化	
（7）2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端の I T 利活用による「おもてなし」の発信	
4. I T を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会	
（1）安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	
（2）利便性の高い電子行政サービスの提供	
（3）国・地方を通じた行政情報システムの改革	
（4）政府における I T ガバナンスの強化	
IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化	
1. 人材育成・教育	
2. 世界最高水準の I T インフラ環境の確保	
3. サイバーセキュリティ	
4. 研究開発の推進・研究開発成果との連携	
V. 本戦略の推進体制・推進方策	
1. 本戦略の P D C A サイクル等の推進管理体制	
2. 目標・進捗管理における評価指標	
3. 成功モデルの分析・展開	
4. 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開	

(3)電子自治体の取組みを加速するための10の指針

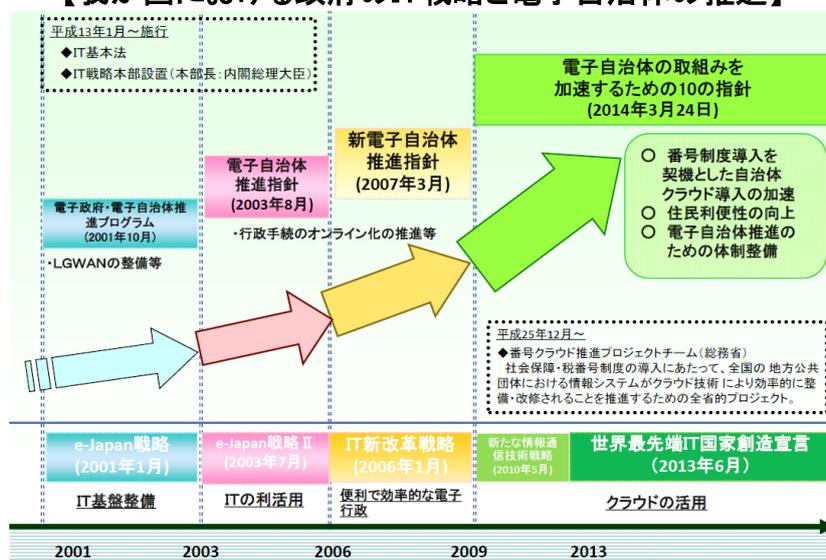
総務省はこれまで、電子自治体の取組みを推進するため、「電子自治体推進指針」、「新電子自治体推進指針」を策定してきました。

今般の「世界最先端IT国家創造宣言」の閣議決定を受け、自治体クラウドの導入をはじめとする地方公共団体の電子自治体に係る取組みを一層促進することを目的として策定された新たな方針が「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」となります。

これまでの指針が、ICTの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていたのに対し、同指針は、マイナンバー制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点が置かれています。

<第一節>番号制度導入に併せた自治体クラウド導入の取組み加速	
指針1	番号制度の導入に併せた自治体クラウドの導入
指針2	大規模な地方公共団体における既存システムのオープン化・クラウド化等の徹底
指針3	都道府県による域内市区町村の自治体クラウドの取組み加速
指針4	地域の実情に応じた自治体クラウド実施体制の選択及び自治体クラウド導入を見据えた人材育成・確保
指針5	パッケージシステムの機能等と照合した業務フローの棚卸し・業務標準化によるシステムカスタマイズの抑制
指針6	明確なSLAの締結、中間標準レイアウトの活用等による最適な調達手法の検討
<第二節>ICT利活用による住民利便性の向上	
指針7	オープンデータの推進に向けて、地方公共団体が保有するデータに対するニーズの精査及び推進体制の整備
指針8	ICT利活用による更なる住民満足度向上の実現
<第三節>電子自治体推進のための体制整備	
指針9	CISO機能の明確化等、情報セキュリティに関する人材・体制の強化
指針10	チェックリストを活用した強力なPDCAの構築

【我が国における政府のIT戦略と電子自治体の推進】



(平成 27 年 3 月 総務省 自治行政局 地域情報政策室 地方自治情報管理概要より)

2.2 県における情報化政策の動向

埼玉県は、平成24年6月の「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へー」の部門別計画として、「埼玉県IT推進アクションプラン2014-2016」を策定し、平成28年度までの3年間のIT施策の基本的方向と施策の行動計画を示しました。

目標として、「ITを活用した県民生活の更なる利便性の向上」を掲げ、ITを「経済成長と県民生活向上のツール」と位置づけ、3つの主要テーマを柱として各個別事業が計画されています。

(1) 新たな課題・技術への対応

- ① クラウドコンピューティングの活用拡大
- ② タブレット端末等の効果的な活用
- ③ オープンデータ化の推進
- ④ 官民連携による県政情報の発信
- ⑤ マイナンバー制度を支える基盤の整備

(2) 県民生活に関わる重要なシステムの構築

- ① 県民生活の安心・安全の確保
- ② IT利活用による利便性の向上
- ③ ITを活用した共助社会づくりの推進
- ④ IT推進を担う産業の育成
- ⑤ IT基盤の高度化の推進

(3) システムの再構築と危機管理

- ① 庁内システムのマネジメントの推進
- ② IT利活用による行政事務の効率化
- ③ IT推進を担う人材の育成
- ④ 情報セキュリティの強化とサイバー犯罪対策
- ⑤ 有害情報等への対策の強化

埼玉県及び県内市町村が共同で実施する事業については、県と県内全市町村で構成する「埼玉県電子自治体推進会議」への参画を通し、進行状況を十分に考慮して本市情報化基本計画と整合を図り、推進していく必要があります。